

番号	1
項目	第 10 期介護保険事業計画では第 9 期介護保険事業計画より介護保険料を下げるこ と
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 本市では、これまで、いきいき百歳体操や介護予防ポイント事業、また、ふれあい喫茶などの介護予防事業に取り組んでおります。これら介護予防事業に取り組むことにより、ひいては、要介護認定率の低減や介護保険料の低減につながると考えております。 また、利用者が適切なサービスを受けることができるように、ケアプラン点検などの介護サービスの適正化に取り組んでおります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理）電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）電話：06-6241-6310 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957

番号	2
項目	介護支援専門員の負担軽減及び処遇改善を実施すること ①介護支援専門員が行う記録義務の簡素化 ②情報連携の I C T 利用の積極的推進
(回答) 居宅介護支援事業所は、国の基準において、居宅サービス計画書などの利用者へのサービス提供に関する記録を整備しなければならない旨、定められています。 主に紙で行われている介護サービス提供事業所とのやり取りについて、国がその事務負担の軽減を図るため、令和5年度より「ケアプランデータ連携システム」を導入し、居宅介護支援事業所と介護サービス提供事業所が、計画データをシステム上で連携できるようになりました。 引き続き当該システムの導入促進に向け、必要な周知を行ってまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導）電話：06-6241-6310

番号	2③
項目	一人暮らし等の生活支援サービスの充実
(回答) 本市では、在宅で生活する高齢者に対する見守り活動の一環として、生活支援型食事サービスや緊急通報システム事業等を実施しています。 また、介護予防ポイント事業の在宅活動などの生活支援事業にも取り組んでおります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	2④		
項目	30日以内に要支援・要介護認定の認定決定を行うこと		
(回答) 要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。 本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後15日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。 認定調査業務の委託事業者については、これまで大阪市社会福祉協議会にのみ認定調査の委託を行っていましたが、令和3年度から、新たな法人にも参入いただくなど、調査体制の強化を図ってきております。 引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ）		電話：06-4392-1727

番号	2 ⑤
項目	地域包括支援センター毎に異なる事務手続きを大阪市内で統一すること
(回答) 本市では地域包括支援センターを 66 か所設置しており、具体的な運営方針、目標、業務内容の設定を行うとともに、標準的な運用マニュアル等を作成し、事務手続きの統一を図っているところです。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

地域包括支援センターが行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援自重書へ業務を委託する際、毎月の給付管理業務が発生します。その際、居宅介護支援事業所は地域包括支援センターから一部委託を受けている利用者の要配慮情報である給付情報（基本情報及び介護サービス給付情報）のデータを保管した USB 媒体を持参しています。USB 媒体は紛失などのリスクを負いやすいため個人情報漏洩のリスクを介護支援専門員は追っています。ケアプランデータ連携システムなどを活用するなど安全な方法に変更すること

（回答）

本市においては、給付管理業務を USB 等の電子媒体を使用した窓口での受け渡しを基本としており、個人情報の適切な取扱いを徹底し、事故発生防止に努めることとしています。「ケアプランデータ連携システム」については、令和6年7月に新標準仕様が示され、地域包括支援センターと居宅サービス事業所間での情報共有について規定されたことから、システム利用の有用性等について検討してまいります。